

令和 8 年 3 月 31 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 齋 藤 浩

会津若松市監査委員 丸 山 さよ子

財政援助団体等監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して財政援助団体等監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

次に掲げる財政援助団体及びその所管課

- (1) 会津若松市保健委員会（所管課 健康増進課）
- (2) 会津若松市食育ネットワーク（所管課 健康増進課）
- (3) 会津若松市食生活改善推進協議会（所管課 健康増進課）
- (4) あいづまちなかアートプロジェクト実行委員会（所管課 文化スポーツ課）

3 監査の着眼点及び主な実施内容

監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団

体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる」とされている。

上記の対象団体における当該補助金等に係る令和6年度分の出納その他の事務の執行が当該補助金等の交付目的に沿って適正かつ効率的に行われているか等の観点から、関係書類を調査するとともに、所属長から説明を聴取する方法等により監査を実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室
- (2) 実施日 令和7年10月8日から令和8年3月27日まで
(うち対面監査 令和8年2月3日)

5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正になされていたが、一部改善等の必要を認める事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指摘事項

○会津若松市保健委員会について

【主な問題点】

- ・ 物品調達における職員による企業発行ポイントの取得等
- ・ 書記人件費に係る事務誤り
- ・ 補助金の事務手続の不備とその有効性

【事案の概要】

会津若松市保健委員会（以下「保健委員会」という。）は、公衆衛生の向上と地域住民の健康の保持増進に寄与することを目的として組織され、令和6年度において補助金360万1千円が市から交付されている。

保健委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）は、健康増進課に置かれ、健康増進課長が事務局長を務めており、専任書記として事務員1名が雇用されているが、今般、不適正な事務執行が行われていた実態が確認された。

【物品調達における不適正な事務】

事務局の業務に従事していた健康増進課職員は、保健委員会で使用するパソコンモニター（税込10,978円）及びイベント用テント（税込61,688円）の購入に当たり、インターネット上の店舗において個人のクレジットカードを使用し、購入に伴って付与される企業発行ポイントを私的に取得していた。

このことについて、対面監査において確認したところ、この対応は、購入を急いでいたこと、安価であったことが理由で、ポイントが付くという認識に欠けていたとの回答があった。

しかしながら、これはポイント取得の意図が疑われる行為であり、間接的ながら公金（税金）を使って購入した対価として発生した利益（ポイント）を、個人の財産とする行為は、公務員倫理上問題となる可能性が高い行為である。

一方、本市では、現時点において、個人クレジットカード

による公金の支払いについて明確な定めがないが、会計処理の適正性や公務員倫理の遵守という観点から、今後の課題であると考えます。

【給与等事務における法令理解の欠如等】

保健委員会専任書記の人件費については、令和6年度において133万9,040円が保健委員会から支出されているが、次の事務処理が確認された。

- ・社会保険料等については、源泉徴収計算書に適切な記載がなされていなかった。

- ・雇用保険料については、労働保険料の徴収等に関する法律及び同法施行規則第60条の規定により、毎月の給与支払時に控除すべきであるが、給与から毎月控除を行わず、半年毎に専任書記が自ら現金で支出していた。

その他、明文化することなく、時間外手当の支給において雇用契約書によらない解釈をしていたり、賞与について千円未満端数切捨てにする等、明確な根拠のない算定が行われていた。

以上のように、団体に雇用された専任書記が、明確な明文化されたルールによらず、自らの給与計算業務を実施したものに對し、事務局長（健康増進課長）が確認印を押してはいるが、長く継続されてきた外郭団体の処理であることから、実態としては、関係法令等を確認せず、単なる押印や書面上の確認にとどまり、実効性を欠くチェック体制となっていた。

【保健委員会地区補助金の使途等】

保健委員会においては、会津若松市保健委員会地区補助金等交付要領（以下「要領」という。）に基づき、地区補助金及び事業助成金を支出しているが、うち地区補助金については、要領に定める実績報告書がなく、翌年度の補助金決定に係る書類中に地区保健委員会の総会資料や収支報告書が確認され、要領に基づく事務処理がなされていなかった。

また、地区保健委員会の収支決算書等を確認したところ、要領及び説明資料において補助対象外経費とされている飲食費や役員報酬が支出に計上されており、保健委員会経費と町内会経費が混在し支出されている実態が確認された。

さらに、地区保健委員会の収支決算書を確認したところ、繰越金等の内部留保が過多となっている地区保健委員会が散見された。

【まとめ】

個人のクレジットカードでの支出については、職員が法令と倫理を遵守し、適正かつ透明性の高い会計執行がなされるよう、組織として適切な内規の整備を検討されたい。

専任書記の人件費については、任意団体であっても法令等の遵守が当然求められるものであり、雇用保険料の正確な控除、適正な給与計算など、実効性あるチェック体制の構築を含めて、直ちに是正改善されたい。

保健委員会地区補助金等については、租税を原資として成り立っていることを踏まえたうえで、改めて補助金等の使途の有効性を再考するとともに、内部留保の実態も踏まえて検

証し、見直しを検討されたい。

さらに申し述べれば、対面監査において担当課からは、保健委員会は、戦後の公衆衛生向上を目的として設立されたが、下水道の整備等によりその歴史的役割は終えており、現在は健康づくり等の目的をもって活動しているものの、地区毎の活動格差が著しく、既に北会津地区、河東地区の保健委員会は解散しているが、特段の支障は生じていないとの説明があった。

折しも、本格的な少子高齢化・人口減少の進行の中で、地域の各種団体における役員負担の増加や担い手不足が課題となっており、市においては、今後、持続可能な地域づくりの推進に向けて、既存の各種団体が持つ機能や役割等を確認・整理し、各種団体や地域の状況に応じて、地域運営組織などへの参画、統合等も含めた、組織の見直しを支援することとしている。

保健委員会についても、社会情勢の変化や現下の課題等を踏まえ、事業や組織のあり方を有効性を高めるように見直すべき時期であると思料するものである。